

国民経済計算を用いた所得捕捉率推計の問題点
—自営業所得の捕捉率を中心に—

荒 井 晴 仁

- ① 昭和56年に石弘光氏（当時、一橋大学教授）が、国民経済計算を用いた所得捕捉率の推計を行ない、給与所得者・自営業者・農業所得者の間に、クロヨン（9：6：4）あるいはトーゴサン（10：5：3）に近い捕捉率の格差が存在することを示して以後、多くの研究者が所得捕捉率の実証に取り組んできた。
- ② 最近では、内閣府の大田弘子・坪内浩・辻健彦氏（当時）が、昭和52～平成9年の20年間を対象に、石氏と基本的に同様の手法を用いて所得捕捉率を推計し、業種間の捕捉率格差は、いまだ存在するものの、この20年の間に、かなり縮小してきたことを主張している。
- ③ しかし、大田・坪内・辻氏は、個人の事業所得に、有給家族従業者の労働報酬を合算しており、有給家族従業者の労働報酬を個人企業所得ではなく、雇用者報酬に区分する現行の国民経済計算の所得推計との比較は、整合的でない。
- ④ また、大田・坪内・辻氏は、個人の不動産所得の全額を、自営業（不動産業）所得とみなして営業等所得に加算しているが、不動産所得のある者のうち、業として不動産業を営む者は小数に限られ、他の大多数は、給与所得者や無職の年金生活者を含む一般の個人である。
- ⑤ 国民経済計算では、概念上は、業として不動産業を営むか否かにかかわらず、個人の不動産所得のうち、建物の賃貸による所得を個人企業所得（不動産業）に計上することとしている。しかし、実際の推計は、国勢調査等による不動産業の個人業主数等に基づいており、不動産業者でない、一般の個人の不動産所得が個人企業所得の推計には適切に反映されていない。
- ⑥ 大田・坪内・辻氏の推計によれば、自営業所得の捕捉率は、平成9年に94.7%と、給与所得の捕捉率との格差がほぼ解消したと言える状態にある。しかし、有給家族従業者の労働報酬と不動産所得の扱いに関するデータの不整合を修正すれば、自営業所得の捕捉率は、平成9年に69.9%と、ほぼ7割に過ぎず、給与所得の捕捉率との間に、依然として無視できない格差が存在することが示唆される。

国民経済計算を用いた所得捕捉率推計の問題点 —自営業所得の捕捉率を中心に—

荒井晴仁

目次

はじめに

I 国民経済計算を用いた所得捕捉率推計

- 1 石推計と大田・坪内・辻推計
- 2 課税最低限と専従者給与・専従者控除
- 3 就業構造基本調査の利用に伴う問題

II 不動産所得の扱い

- 1 税務統計における不動産所得
- 2 石推計と大田・坪内・辻推計における不動産所得
- 3 国民経済計算における不動産所得

III 大田・坪内・辻推計の修正

おわりに

はじめに

我が国における所得捕捉率推計の先駆けとされるのは、石弘光氏（当時、一橋大学教授）による昭和56年の論文⁽¹⁾である。

同氏は、昭和45～53年の9年間を対象に、税務統計上の所得を内閣府「国民経済計算」の所得推計と比較し、給与所得者・営業所得者・農業所得者の所得捕捉率の間に、概ね、クロヨン（9：6：4）あるいはトーゴサン（10：5：3）に近い格差が存在することを示した。

また、最近では、経済財政諮問会議の事務局である内閣府の大田弘子・坪内浩・辻健彦氏（当時）が、昭和52～平成9年の20年間を対象に、石氏と基本的に同様の手法を用いて所得捕捉率を推計し、業種間の捕捉率格差は、いまだ存在するものの、この20年の間に、かなり縮小してきたことを主張している⁽²⁾。

筆者は、別稿で、現行の国民経済計算の賃金・俸給推計が大幅に過小であり、したがって、それを「真の所得」として用いた大田・坪内・辻氏による給与所得の捕捉率推計は、過大である可能性があることを示した⁽³⁾。

本稿では、自営業所得を中心に、国民経済計算を用いた所得捕捉率推計の問題点を検討する。

I 国民経済計算を用いた所得捕捉率推計

給与所得者は、源泉徴収によって所得のほぼ全額を税務当局に捕捉されているのに対して、申告課税である自営業者や農業所得者は、無申告や過小申告等のために、少なくともある程度

の所得が捕捉から免れていると考えられている。俗に、クロヨン（9：6：4）とかトーゴサン（10：5：3）と言われるのは、この給与所得者・自営業者・農業所得者間の捕捉率格差を、直感的に、数字で表現したものである。

冒頭に紹介した石氏による論文以後、今日まで、多くの研究者が、所得捕捉率の業種間格差の実証に取り組んできた。そこでの最大の困難は、言うまでもなく、捕捉されるべき「真の所得」を知ることにある。石氏、大田・坪内・辻氏は、ともに、内閣府「国民経済計算」の所得推計を「真の所得」として用い、これと税務統計上の所得とを比較することによって、所得捕捉率を推計している。

ここで、国民経済計算の所得推計と税務統計上の所得は、単純には比較することができない。なぜならば、税務統計上の所得には、当然のこととして、申告義務のない課税最低限以下の所得が含まれておらず、また、税法上、経費算入が認められている諸控除が差し引かれているからである。したがって、所得捕捉率を推計するためには、課税最低限以下の所得や経費算入されている諸控除の額を推計し、これを税務統計上の所得に加算した上で、国民経済計算の所得推計と比較する必要がある。

1 石推計と大田・坪内・辻推計

本章では、まず、石推計と大田・坪内・辻推計を紹介し、両者を対比することによって、推計上の問題を検討する。

(1) 石推計と大田・坪内・辻推計

図1は、石氏と大田・坪内・辻氏による所得

(1) 石弘光「課税所得捕捉率の業種間格差—クロヨンの一つの推計」『季刊現代経済』No.42, spring 1981, pp.72-83.

(2) 大田弘子・坪内浩・辻健彦「所得税における水平的公平性について」『景気判断・政策分析ディスカッション・ペーパー』DP/03-1, 内閣府政策統括官（経済財政—景気判断・政策分析担当）, 2003.3, pp.1-55.

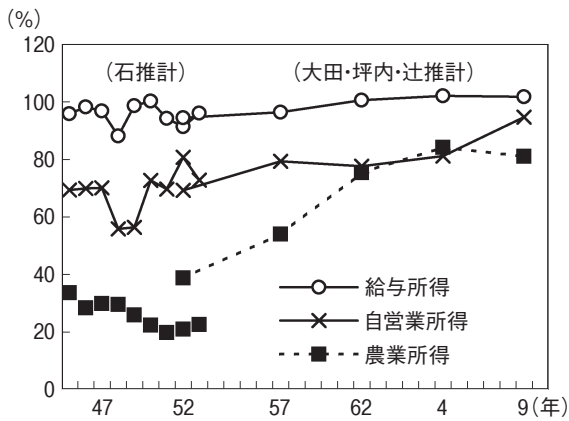
本文：<http://www5.cao.go.jp/keizai3/discussion-paper/dp031.pdf>

図表及び付注：<http://www5.cao.go.jp/keizai3/discussion-paper/dp031-z1.pdf>

<http://www5.cao.go.jp/keizai3/discussion-paper/dp031-z2.pdf>

(3) 荒井晴仁「法人成りと国民経済計算—国民経済計算と税務統計における給与所得の乖離について—」『レファレンス』No.668, 2006.9, pp.31-45. http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200609_668/066802.pdf

図1 石推計と大田・坪内・辻推計による所得捕捉率



(出典) 石弘光「課税所得捕捉率の業種間格差—クロヨンの一つの推計」前掲注(1)、大田弘子・坪内浩・辻健彦「所得税における水平的公平性について」前掲注(2)より作成。

捕捉率の推計結果を比較したものである⁽⁴⁾。

図で見るように、石推計は、昭和45～53年に、給与所得者・自営業者・農業所得者の所得捕捉率の間にクロヨン、あるいはトーゴーサンに近い格差が存在していたことを示している。

推計年が共通する昭和52年について両推計を比較すると、大田・坪内・辻推計は、農業所得の捕捉率が石推計より高いが、給与所得と自営業所得の捕捉率は、石推計とほぼ一致している。すなわち、大田・坪内・辻推計は、石推計の結果を概ね追認するものと言うことができる。

大田・坪内・辻推計の最大のポイントは、その後の20年に、自営業所得と農業所得の捕捉率が大幅に改善し、推計期間の終わりには、所得捕捉率の業種間格差が、ほぼ解消したとも言える状態にあることである。

大田・坪内・辻推計に示される自営業所得と農業所得の捕捉率の改善の背景として、大田・坪内・辻氏は、次の4点を指摘している⁽⁵⁾。

- ① 農地の併合や経営の近代化が進み、青色申告比率が高く税務調査の目も行き届きや

すい大規模の主業農家と、所得が僅少で課税最低限に満たない兼業農家への二極分化が進んでいること。

- ② 大規模農家を中心に、所得標準方式が廃止され収益課税に切り替わっていること。
- ③ 個人企業全体において、経営環境が厳しくなっていること。
- ④ 法定資料や任意提出資料の増加、また、それを管理する税務署等のデータベースの近代化と情報の蓄積により、真の所得を把握することがよりたやすくなっていること。

筆者は、これらに異論を唱えるものではないが、大田・坪内・辻氏による推計には、以下に述べるように、いくつかの問題点があり、政策論議に利用するには、十分な注意が必要である。

(2) データの不整合

図1で見たように、大田・坪内・辻推計による昭和52年の農業所得の捕捉率は、石推計より高い。

これに関して、大田・坪内・辻氏は、その最大の要因が、国民経済計算の基準改訂にあるとしている⁽⁶⁾。

事実、昭和52年の個人企業所得（農林水産業）は、石推計の使用データである『国民経済計算報告（昭和50年基準改訂）』では5.9兆円であるが、大田・坪内・辻推計の使用データである『国民経済計算年報（平成12年版）』では5.4兆円である。すなわち、この間、国民経済計算の個人企業所得（農林水産業）は0.5兆円下方に改定されている。

所得捕捉率の分母に使用するデータが下方改定されれば、捕捉率の推計結果が高くなるのは、いわば当然とも言える。

(4) 石推計では、事業所得の捕捉率について、『国民経済計算年報（昭和54年版）』を用いた「ケースⅠ」と、『国民経済計算報告（昭和50年基準改訂）』を用いた「ケースⅡ」の2つがあるが、本稿では、このうちの「ケースⅡ」を参照している。

(5) 大田・坪内・辻 前掲注(2), p.24.

(6) 同上, p.54.

しかし、この間、国民経済計算の昭和55年基準改訂で、所得捕捉率推計にとって重要な変更が行われていることに注意する必要がある。すなわち、この基準改訂で、国民経済計算では、個人企業の有給家族従業者を雇用者として扱うこととした⁽⁷⁾。

個人の事業所得は、事業報酬としての性格と、無給の事業主・家族従業者の労働報酬としての性格を併せ持っている。しかし、有給の家族従業者の労働報酬は、当該家族従業者の所得であって、事業主の所得（事業所得）とは区別される。

有給家族従業者を雇用者として扱うことは、その労働報酬を、従前の個人企業所得ではなく、雇用者報酬に含めることを意味する。したがって、国民経済計算の昭和55年基準改訂では、個人企業所得が下方改定されるのと同時に、雇用者報酬が、ほぼ同額、上方改定されている。

現行の国民経済計算においても、有給家族従業者は雇用者として扱っている⁽⁸⁾。したがって、その労働報酬は、個人企業所得ではなく、雇用者報酬に含まれている。

税務統計で、有給家族従業者の労働報酬に該当するのは、青色申告において、一定の要件を満たす家族従業者に対する報酬を必要経費として認める「専従者給与⁽⁹⁾」である。

大田・坪内・辻推計は、石推計と同様、本来の課税所得を求めるため、専従者控除（青色・白色）と青色申告特別控除を、税務統計上の所得に加算している⁽¹⁰⁾。すなわち、大田・坪内・辻推計は、事業主の所得（事業所得）と有給家

族従業者の所得（専従者給与）を合算して、所得捕捉率を計算している。しかし、上述したように、大田・坪内・辻推計が使用している国民経済計算では、有給家族従業者の労働報酬は個人企業所得に含まれていないのである。

大田・坪内・辻氏は、おそらく、この不整合に気付いておらず、結果として、自営業所得、農業所得の捕捉率を、過大に推計している可能性がある。（なお、石推計は、昭和55年基準改訂前の国民経済計算を使用しているため、この不整合はない。）

(3) 所得捕捉率の定義

大田・坪内・辻氏は、「今回の推計は、石（1981）をベースに、現在得られる統計データ等を勘案し、また、定義や推計手法に一定の変更を加味した上で行った」ものであり、「そのため当然に得られる推計結果にも若干の相違がある⁽¹¹⁾」としている。

ここで、石推計と大田・坪内・辻推計では、所得捕捉率の定義が必ずしも同じでないことに注意する必要がある。

前述したように、所得捕捉率を推計するには、課税最低限以下の所得や経費算入されている諸控除の額を推計し、これを税務統計上の所得に加算した上で、国民経済計算の所得推計と比較する必要がある。

しかし、石氏は、課税最低限以下の所得を、本来ならば「事業所得に追加すべき⁽¹²⁾」としながらも、資料上の制約（税務統計からは、課税最低限以下の所得を求めることができない）を理由に、逆に、国民経済計算ベースで課税最低限

(7) 経済企画庁編『国民経済計算報告：昭和55年基準改訂 下巻』1985, p.646.

(8) 経済企画庁経済研究所「第11章 その他参考資料等の推計方法 注1」『93SNA推計手法解説書（暫定版）』2000. 11, p.150. <<http://www5.cao.go.jp/2000/g/1115g-93sna/93sukei11.pdf>>

(9) 国税庁「タックスアンサー No.2075：専従者給与と専従者控除」<<http://www.taxanswer.nta.go.jp/2075.htm>>
なお、専従者給与は、税法上の給与所得であり、専従者は、国勢調査等における就業上の地位は家族従業者であっても、税法上は給与所得者である。

(10) 大田・坪内・辻 前掲注(2), p.53.

(11) 同上, p.54.

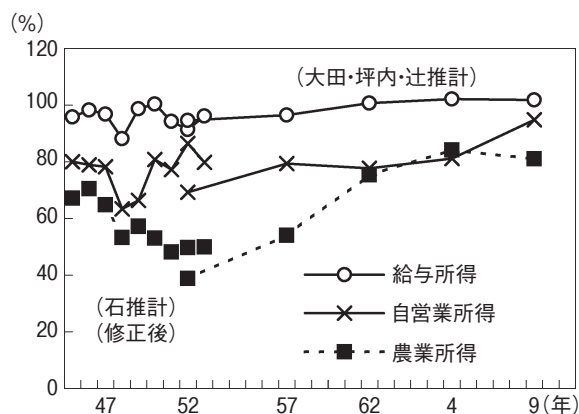
(12) 石 前掲注(1), p.78.

以下の所得を推計し、それを「個人企業所得から控除⁽¹³⁾」している。すなわち、石推計の所得捕捉率は、課税最低限以下の所得を、捕捉率の分子（税務統計上の所得）に加算せずに、逆に、分母（個人企業所得）から減算することによって計算されている。

これに対して、元東京国税局長の矢澤富太郎氏は、異議を唱え、石氏と同じデータを用いて、課税最低限以下の所得を捕捉率の分子（税務統計上の所得）に加算した「本来」の捕捉率を計算している⁽¹⁴⁾。矢澤氏の計算によれば、昭和53年の農業所得の捕捉率は、石推計の22.5%が45.9%に、また、自営業所得の捕捉率は、石推計の72.8%が79.2%へと、大幅に高まる。

いま、矢澤氏と同じ計算を他の年についてもを行い、図1にある石推計を修正すると、次図のようになる。

図2 石推計（修正後）と大田・坪内・辻推計による所得捕捉率



(出典) 図1の石推計を本文中の方法により筆者が修正したもの。

図2で見るように、石推計（修正後）による所得捕捉率の業種間格差は、図1で見たよりも大幅に小さい。

また、昭和52年について大田・坪内・辻推計

と石推計（修正後）を比較すると、大田・坪内・辻推計の自営業所得と農業所得の捕捉率は石推計（修正後）よりも低い。特に、農業所得の捕捉率は、図1では大田・坪内・辻推計が石推計より高かったが、図2では、大田・坪内・辻推計が石推計（修正後）より、逆に、低くなっている。

(4) 捕捉率推計の前提

先に、大田・坪内・辻推計は、有給家族従業者の労働報酬の扱いに関し、使用データに不整合があるため、自営業所得と農業所得の捕捉率を過大推計している可能性があることを指摘した。

もしそうであれば、大田・坪内・辻推計の自営業所得と農業所得の捕捉率は、石推計より高くなるはずである。しかし、図2で見ると、上述したように、昭和52年の自営業所得と農業所得の捕捉率は、大田・坪内・辻推計が、石推計（修正後）より、逆に、低くなっている。

この理由は、両推計の課税最低限に関する前提が異なることにある。

所得捕捉率を推計するには、課税最低限以下の所得を推計する必要があるが、それには、まず、課税最低限を設定する必要がある。

石推計は、課税最低限を構成する人的控除に関して、夫婦子供2人の標準世帯を想定している。これに対して、大田・坪内・辻推計は、厚生労働省「国民生活基礎調査」から求めた自営業世帯の平均世帯人員数を使用している⁽¹⁵⁾。その理由を、大田・坪内・辻氏は、「標準世帯の全世帯に占める割合は多くなく、より厳密に自営業世帯の平均的な世帯構成で算出した⁽¹⁶⁾」と説明している。事実、平成7年の「国民生活基礎調査」で、自営業世帯の平均世帯人員を見ると、3.1人⁽¹⁷⁾で、標準世帯（4人）よりも、

(13) 同上。

(14) 矢澤富太郎『地下経済と税務行政』中央経済社、1987、pp.47-51。

(15) 大田・坪内・辻 前掲注(2)、p.53。

(16) 同上。

1人少ない。

また、石推計は、人的控除のなかに配偶者控除を含めているが、大田・坪内・辻推計は、配偶者は配偶者控除が適用されない事業専従者と仮定しているため、人的控除のなかに配偶者控除・配偶者特別控除を含めていない。

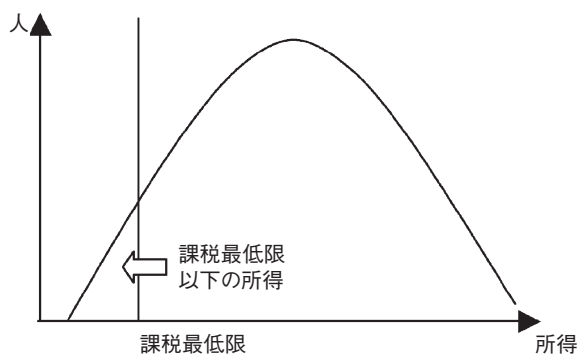
こうした前提の違いを反映し、大田・坪内・辻推計の課税最低限は、石推計より、低く設定されている。(後出図4参照)

ある所得分布に基づいて課税最低限以下の所得を推計する場合、課税最低限の設定が低いほど、課税最低限以下の所得の推計値は小さくなる(図3)。したがって、それを捕捉率の分子(税務統計上の所得)に加算して計算した所得捕捉率は、課税最低限の設定が低いほど、低くなる。

以上で述べたように、大田・坪内・辻推計は石推計に比べ、課税最低限が低く設定されている。このため、図2で見たように、昭和52年の自営業所得と農業所得の捕捉率について、大田・坪内・辻推計が石推計より低いのは、むしろ、自然である。

したがって、後述するように、もし、大田・坪内・辻推計で、先に指摘した有給家族従業者の労働報酬に関する使用データの不整合を修正すれば、昭和52年の自営業所得と農業所得の捕捉率は、図2より低く、石推計(修正後)との差は拡がることになる。

図3 課税最低限以下の所得の推計(模式図)



(出典) 筆者作成。

以上、本節では、石推計と大田・坪内・辻推計の基本的な相違を整理したが、いずれにせよ、所得捕捉率推計では、課税最低限等の前提の置き方次第で、推計結果が大きく異なることに注意する必要がある。

2 課税最低限と専従者給与・専従者控除

石氏は、納税義務のない課税最低限以下の所得者を「無資格者」、また、課税最低限を超える所得があっても、各種の控除により課税所得が消滅する者を「控除失格者」として、税務統計上の所得に含まれない「無資格者」や「控除失格者」の所得の推計を、所得捕捉率推計における「最も厄介な調整」であるとしている⁽¹⁸⁾。

本節では、「無資格者」と「控除失格者」の所得を、一括して「課税最低限以下の所得」として扱い、所得捕捉率推計の問題点を検討する。

(1) 課税最低限と専従者給与・専従者控除

既に述べたように、所得捕捉率推計では、課税最低限以下の所得を推計するため、まず、課税最低限を設定する必要がある。

先に、大田・坪内・辻推計の課税最低限が、石推計より低く設定されていることを指摘したが、そこでの違いは、扶養控除や配偶者控除等のいわゆる人的控除に関するものであった。

しかし、事業所得に関する課税最低限には、専従者控除(青色・白色)等の税制上の「特典」が加算されている。

次図は、石推計と大田・坪内・辻推計における課税最低限と、そこに含まれる専従者控除(青色・白色)を、申告形態別に示したものである。

大田・坪内・辻推計の課税最低限は、推計期間を通じて上昇し、推計期間の最終年である平成9年には、青色申告者308万円、白色申告者243万円に達している。

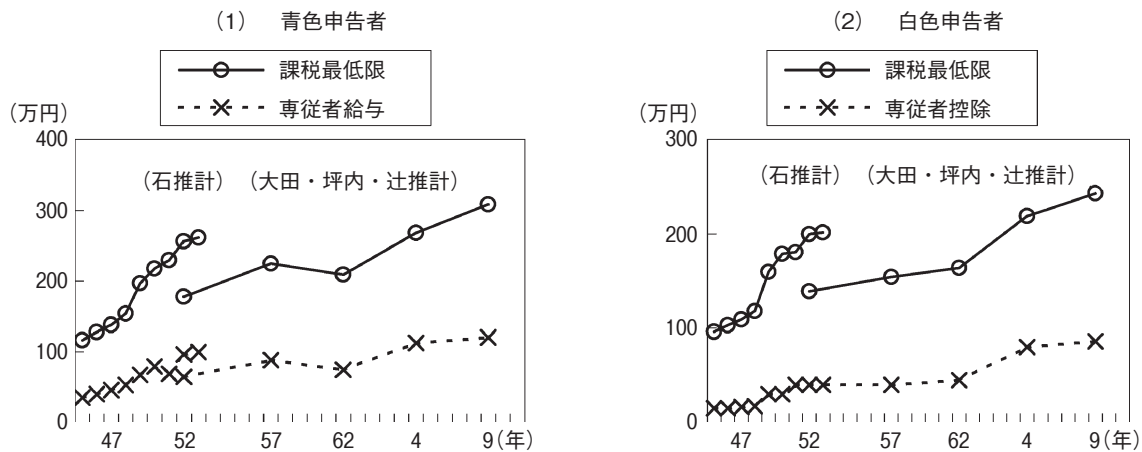
青色申告の専従者給与は、税制上、特段の限

(17) 厚生労働省「平成9年国民生活基礎調査」(世帯票 第10表)

(http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/data/030/1997/toukeihyou/0001767/t0021883/a10_002.html)

(18) 石 前掲注(1), p.78.

図4 石推計と大田・坪内・辻推計における課税最低限



(注) 課税最低限には、控除失格のための追加的な諸控除を含む。
 (出典) 図1に同じ。

度額が定められていない。このため、大田・坪内・辻推計は、課税最低限の設定にあたって、妻1人を専従者と仮定し、税務データから算出した専従者1人あたりの平均専従者給与額を使用している。一方、白色申告の専従者控除は、税制で、専従者1人あたりの控除限度額（現行は、配偶者86万円、その他50万円）が定められており、大田・坪内・辻推計は、これを使用している。ここで、妻1人を専従者と仮定した理由を、大田・坪内・辻氏は、（平成12年の）「事業所得者の平均専従者数が1.2人である⁽¹⁹⁾」ことと説明している。

次表は、国税庁『税務統計から見た申告所得税の実態』の「専従者表」から、昭和52年～平成9年、及び平成12年について、事業所得者の

表5 事業所得者の平均専従者数

	専従者のある者1人当たり			納税者1人あたり		
	計	青色	白色	計	青色	白色
昭和52年	1.3	1.4	1.2	0.7	1.1	0.4
昭和57年	1.3	1.3	1.2	0.7	1.0	0.4
昭和62年	1.3	1.3	1.2	0.6	1.0	0.3
平成4年	1.3	1.3	1.2	0.6	0.9	0.3
平成9年	1.3	1.3	1.1	0.5	0.8	0.2
平成12年	1.2	1.3	1.1	0.5	0.8	0.2

(出典) 国税庁「税務統計から見た申告所得税の実態」(専従者表)より作成。

平均専従者数を計算して示したものである。

表で見ると、大田・坪内・辻氏が「事業所得者の平均専従者数」(平成12年に1.2人)としているのは、専従者のある事業所得者についての平均専従者数である。

ここで、事業所得者のなかには、専従者のない者も多く、専従者のない者も含めた納税者1人あたりの平均専従者数は、同じ平成12年で、0.5人に過ぎないことに注意する必要がある。特に、白色申告における納税者1人あたりの平均専従者数は、0.2人に過ぎない。

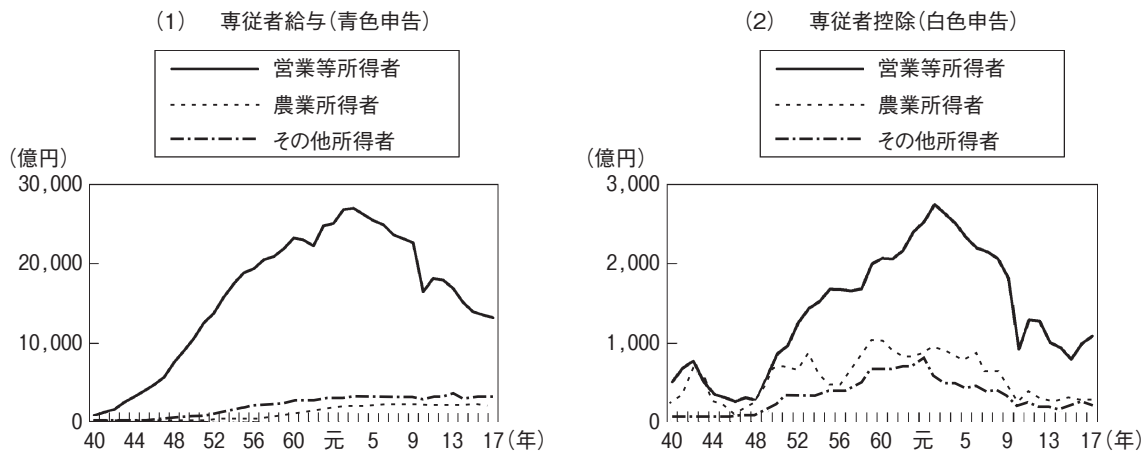
専従者がなければ、専従者控除を必要経費に算入できない。その場合、所得が大田・坪内・辻推計の課税最低限以下で、かつ妻に配偶者控除・配偶者特別控除を適用したとしても、課税対象となることがある。

したがって、大田・坪内・辻推計は、専従者のある者を対象とした課税最低限を設定することによって、課税最低限以下の所得、そしてまた、所得捕捉率を過大に推計している可能性がある。

ただし、逆に、専従者が2人以上あれば、所得が大田・坪内・辻推計の課税最低限を超えても、課税対象とならないことがある。このため、ネットの効果を定量的に評価することは困難で

(19) 大田・坪内・辻 前掲注(2), p.53.

図6 税務統計で見た専従者給与と専従者控除



(出典) 表5に同じ。

ある。

(2) 税務統計で見た専従者給与・専従者控除

税務統計では、所得者に複数の種類の所得がある場合、所得者を、金額の最も大きい種類の所得で区分している。事業所得者のうち、営業等所得（農業所得以外の事業所得）が最も大きい所得者が「営業等所得者」で、農業所得が最も大きい所得者が「農業所得者」である。また、事業所得者以外の給与所得者等にも、事業所得を有する者がいる。これは、事業所得に関して、「その他所得者」に区分される。

図6は、専従者給与（青色申告）と専従者控除（白色申告）を、所得者区分別に見たものである。

図で見るように、専従者給与、専従者控除のうち、金額で最大のものは、営業等所得者の専従者給与である。大田・坪内・辻推計の推計期間である昭和52～平成9年における営業等所得者の専従者給与は、年間1.3～2.7兆円で、これは、同じ期間における営業等所得（年間5.1～11.4兆円）の2割強に相当する。

また、農業所得者の専従者給与は、営業等所得者の専従者給与に比べ、絶対額で見れば大幅に少ないが、農業所得が大幅に減少するなかで専従者給与は増加を続けており、その結果、平成9年には、税務統計による農業所得の3割強に上っている。

3 就業構造基本調査の利用に伴う問題

税務統計上の所得に含まれない課税最低限以下の所得を推計するには、税務統計以外の資料が必要である。石推計、大田・坪内・辻推計は、いずれも、総務省「就業構造基本調査」を用いて、課税最低限以下の所得を推計している。

本節では、同調査の利用に伴う主な問題点を整理する。

(1) 就業構造基本調査による所得分布

次図は、大田・坪内・辻推計の最終年である平成9年について、同年の「就業構造基本調査」によって、農業と農業以外に分け、所得階層別に個人業主数の分布を示したものである。

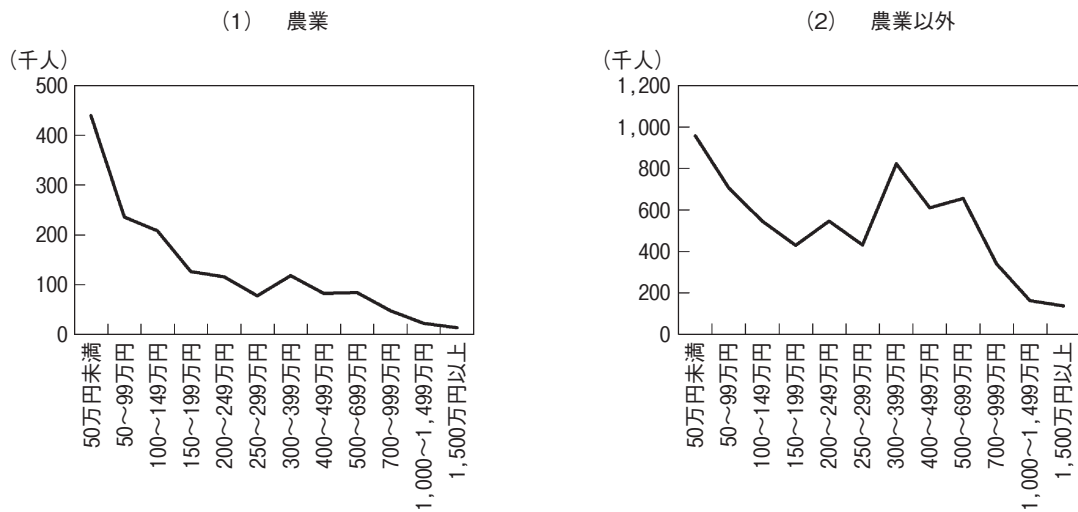
図で見るように、個人事業は規模が零細で、事業主の所得分布が低い階層に偏る傾向がある。特に、農業では、個人業主の約3割が、50万円未満の最下位の所得階層に属している。

(2) 赤字の所得

日本総合研究所の西沢和彦氏は、石推計、大田・坪内・辻推計の手法では、課税最低限以下の所得が過大に推計されがち、すなわち、捕捉率が過大に推計されがちであり、農業所得の場合、それがより顕著であると指摘している⁽²⁰⁾。

西沢氏は、その理由のひとつとして、最下位の所得階層である「50万円未満」の所得に、赤字、すなわち、マイナスの所得が含まれている

図7 所得階層別個人業主数（平成9年）



(出典) 総務省「就業構造基本調査」(平成9年)より作成。

ことを挙げている。

例えば、平成9年「就業構造基本調査」の調査票はマーク・シート方式で、最下位の所得階層は「50万円未満・所得なし」とされている。もし、この階層に属する所得者が0～50万円の所得の範囲に均等に分布していれば、この階層の平均所得は25万円である。しかし、「所得なし」が多ければ、平均所得は、より低くなる。さらに、「所得なし」の回答者のなかに、赤字の者が含まれていると、赤字額が不明であるため、平均所得は計算できない。この場合、推計者は、何らかの平均値を仮定せざるを得ず、もし、赤字を過小に評価した平均所得を仮定すれば、課税最低限以下の所得、そしてまた、捕捉率は、過大に推計されることになる。

(3) 副業による所得

西沢氏は、また、「就業構造基本調査」では、兼業農家における農業所得と農外所得が明確に区別されておらず、同調査を用いた農業所得の推計は過大になる可能性があるとも指摘してい

る⁽²¹⁾。

しかし、「就業構造基本調査」の「所得」の定義は、「本業から通常得ている年間所得(税込み)⁽²²⁾」であり、副業による所得は含まれていない。

農業所得・農外所得の区別と、本業所得・副業所得の区別は、必ずしも同じではないが、同調査を用いた農業所得の推計は、副業による農業所得を含んでおらず、したがって、西沢氏の指摘とは逆に、過小である可能性も考えられる。

「就業構造基本調査」は、有業者について、副業の有無、また、副業がある者について、副業の産業や就業上の地位を調査している。平成9年の同調査によれば、農業の個人業主数は157万人であるが、このほかに、他の個人業主や雇用者等のなかに、副業が農業の個人業主である者が66万人いる。

ただし、同調査では、副業の所得は調査されておらず、したがって、副業としての農業の個人業主所得を把握することはできない。

(20) 西沢和彦「所得捕捉率推計の問題と今後の課題—1990年代以降格差縮小との判断は早計」『Business and Economic Review』Vol.15, No.12, 2005.12, p.20.

(21) 同上, p.21.

(22) 総務省統計局「平成14年就業構造基本調査—用語の解説—」8. 所得
(<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2002/2.htm#05l3-8>)

(4) 有給家族従業員の労働報酬

個人企業を対象とした調査である総務省「個人企業経済調査」は、「家族従業員（青色事業専従者を含む。）に対して支払った給与は給料賃金に含めていない⁽²³⁾」。この場合、個人企業の営業利益の計数に、青色専従者給与を含む有給家族従業員の労働報酬が含まれている。

また、農林水産省「農業経営統計調査」も、有給家族従業員の労働報酬を、農業経営費に含めていない⁽²⁴⁾。したがって、農業所得の計数に、有給家族従業員の労働報酬が含まれている。

「就業構造基本調査」では、「自営業主の所得」は、「過去1年間に事業から得た収益、すなわち、売上総額からそれに必要な経費を差し引いたもの⁽²⁵⁾」とされており、有給家族従業員の労働報酬を必要経費に含めるかどうかは、特段、明記されていない。しかし、上記2調査と同様、「就業構造基本調査」の「自営業主の所得」にも、有給家族従業員の労働報酬（専従者給与）が含まれていると考えられる。

(5) まとめ

本章では、所得捕捉率推計において「就業構造基本調査」を利用する場合の、主な問題点を整理した。しかし、これらが捕捉率推計に及ぼす影響には、プラス・マイナスの両方があり、基礎的な情報が十分でないために、その定量化な評価は困難である。

II 不動産所得の扱い

所得捕捉率推計において、国民経済計算と税務統計を比較する場合に、不動産所得の扱いに注意する必要がある。

国民経済計算では、同じ不動産でも、土地と建物では扱いが異なり、建物の賃貸による所得は個人企業所得として区分されるが、土地の賃

貸による所得（地代）は財産所得として区分される。一方、税務統計の不動産所得は、土地と建物の区別はなく、また、そもそも、不動産所得は、事業所得とは区別されている。

本章では、石推計、大田・坪内・辻推計における不動産所得の扱いを概観し、その上で、国民経済計算における不動産所得の扱いとの関係を整理する。

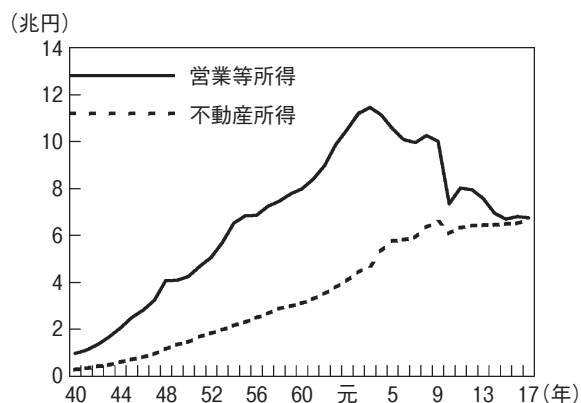
1 税務統計における不動産所得

税務統計では、個人の不動産の賃貸による所得は、それが業として行われている場合であっても、原則として、「不動産所得」として区分され、「事業所得」とは区別されている⁽²⁶⁾。

したがって、自営業所得の捕捉率推計では、不動産賃貸業を含めるため、税務統計の営業等所得に、不動産所得のうち、個人不動産業の所得を抜き出して、加算する必要がある。

税務統計で見ると、営業等所得は、平成3年の11.4兆円をピークに、平成16年には6.5兆円に、ほぼ半減している。他方、不動産所得は、同じ期間に、4.7兆円から6.5兆円に増加し、近年では、営業等所得と比肩する規模に達している（図8）。

図8 営業等所得と不動産所得



(出典) 国税庁「税務統計から見た申告所得税の実態」より作成。

⁽²³⁾ 「個人企業経済調査（構造編）平成16年」(主な用語の説明6. 営業費), 総務省統計局HP
(<http://www.stat.go.jp/data/kojinke/2004/index.htm>)

⁽²⁴⁾ 農林水産省統計部『農業経営動向統計：農業経営統計調査報告 平成15年』2005, p.21.

⁽²⁵⁾ 前掲注⁽²²⁾.

このことは、所得捕捉率推計において、不動産所得のどの部分を自営業所得とみなし、営業等所得に加算するかによって、自営業所得の捕捉率が大きく異なることを示している。

2 石推計と大田・坪内・辻推計における不動産所得

石推計と大田・坪内・辻推計では、不動産所得の扱いが異なる。本節では、それぞれの推計が、不動産所得をどのように扱っているかを概観する。

(1) 石推計

税務統計は、所得者が、給与所得と不動産所得のように、複数の種類の所得を有する場合、申告された各種類の所得のうち、最も金額の大きいものを「主たるもの」、その他のものを「従たるもの」として、該当する所得の種類ごとに

1人として人員を集計している⁽²⁷⁾。

平成16年について言えば、不動産所得の総額は6.5兆円で、人員は、不動産所得を主たる所得とする者が101万人、また、不動産所得を従たる所得とする者が133万人の、計234万人である(図9)⁽²⁸⁾。

石推計は、この「主たるもの」、「従たるもの」の人員の構成比を用いて、「主たる不動産所得」を計算し、これを自営業所得とみなして、税務統計の営業等所得に加算している⁽²⁹⁾。

例えば、上記の平成16年の不動産所得の総額6.5兆円を、不動産所得を主たる所得とする者と従たる所得とする者の人員の構成比で分割すれば、「主たる不動産所得」は、2.8兆円(=6.5×101/(101+133))となる。

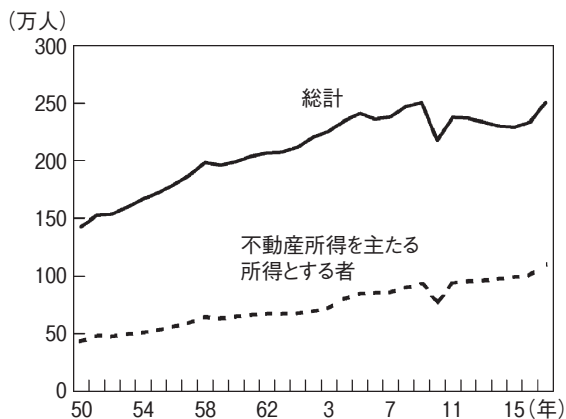
こうした石氏の手法に対し、前出の西沢氏は、不動産所得を主たる所得とする者は自営業主であるとは限らないとして、不動産所得を営業等所得に加算することに異議を唱えている⁽³⁰⁾。

いま、いくつかの統計で、不動産業の個人業主数を見てみると、総務省「国勢調査」では15万人(平成12年)、同「労働力調査」では8万人(平成14年平均)、また、同「就業構造基本調査」では18万人(平成14年)である。

統計により差はあるが、どの統計で見ても、不動産業の個人業主数は20万人に満たない。

すなわち、税務統計における不動産所得を主たる所得とする者(101万人)のうち、不動産業の個人業主である者は限られており、その他大

図9 不動産所得の申告者



(出典) 国税庁『国税庁統計年報書』(各年)より作成。

(26) 国税庁「タックスアンサー No.1350：事業所得の課税の仕組み(事業所得)」

〈<http://www.taxanswer.nta.go.jp/1350.htm>〉ここで、「原則として」とあるのは、例えば、賄い付きの下宿の下宿代等は、「不動産所得」ではなく、「事業所得」(事業として行われる場合)または「雑所得」(事業に至らない規模の場合)に区分されるためである。

(27) 昭和49年度版以前の国税庁『国税庁統計年報書』では、「主たるもの」、「従たるもの」の別に人員だけでなく、所得額も集計されていた。

(28) 国税庁HP「平成16年直接税(申告所得税)3(1)所得種類別内訳)」

〈<http://www.nta.go.jp/category/toukei/tokei/menu/shinkoku/h16/data/05.xls>〉

(29) 石 前掲注(1), p.78.

(30) 西沢 前掲注(20), p.18.

多数は、業として不動産業を営んではいない、一般の個人であることがわかる。

したがって、西沢氏が指摘するように、石推計における「主たる不動産所得」には、不動産業者ではない、一般の個人の不動産所得が含まれていることになる⁽³¹⁾。

(2) 大田・坪内・辻推計

石推計が、不動産所得のうち自営業所得とみなすべき部分を「主たる不動産所得」に限定しているのに対し、大田・坪内・辻推計は、税務統計による不動産所得の全額を自営業所得とみなして、営業等所得に加算している⁽³²⁾。

これは、大田・坪内・辻推計の対象が、給与所得者・自営業者・農業所得者という所得者で区分した所得捕捉率ではなく、給与所得・自営業所得・農業所得という所得の種類で区分した所得捕捉率であるためである⁽³³⁾。

わかりやすく言えば、例えば、マイホームを購入した給与所得者が、転勤のため、自宅を他人に賃貸すると、給与所得と不動産所得の2種類の所得を得ることになる。大田・坪内・辻推計は、こうした給与所得者の不動産所得も、自営業所得とみなして、営業等所得に加算しているのである。

このほか、大田・坪内・辻推計は、税務統計上の所得と比較する国民経済計算の個人企業所得に、家計の財産所得である「賃貸料（受取）」を加算している⁽³⁴⁾。

これは、次節で述べるように、税務統計の不動産所得に含まれる土地の賃貸料（地代）が、国民経済計算では、個人企業所得ではなく、家計（非企業）の財産所得に計上されていることに対応したものである⁽³⁵⁾。

3 国民経済計算における不動産所得

本節では、まず、国民経済計算における不動産所得の概念上の扱いを整理し、次に、実際の推計における問題点を検討する。

(1) 国民経済計算における不動産所得の扱い

国民経済計算では、同じ不動産でも、建物と土地では扱いが異なる。

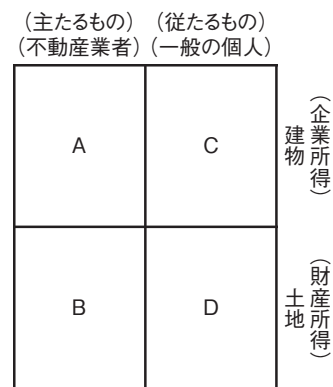
国民経済計算では、建物の賃貸は、産業（不動産業）による生産活動とされ、その所得は、企業所得に計上される。ここで注意する必要があるのは、個人の建物の賃貸による所得は、当該個人が不動産業を営んでいるか否かにかかわらず、個人企業所得（不動産業）に計上されることである。

他方、土地の賃貸は、産業による生産活動ではなく、個人の土地の賃貸による所得、すなわち賃貸料（地代）は、個人企業所得ではなく、家計（非企業）の財産所得に計上される。

次図は、説明のため、個人の不動産所得を、稼得主体と不動産の種類（建物と土地）で四つに区分したものである。

石推計は、税務統計による不動産所得の稼得

図10 稼得主体と不動産の種類による不動産所得の区分



(出典) 筆者作成。

(31) 石推計の対象期間においても、例えば、昭和50年時点で、税務統計による不動産所得を主たる所得とする者が43万人であるのに対して、国勢調査による不動産業の個人業主は10万人に過ぎない。

(32) 大田・坪内・辻 前掲注(2), p.52.

(33) 同上.

(34) 同上.

(35) 同上.

主体を、不動産所得を主たる所得とする者に限定している（図のA+B）。

他方、国民経済計算では、稼得主体を限定せず、不動産の種類によって、建物の賃貸による所得は企業所得（図のA+C）、また、土地の賃貸による所得は財産所得（図のB+D）に、区分して計上している。

これに対して、大田・坪内・辻推計は、稼得主体も、不動産の種類も限定せず、税務統計と国民経済計算の不動産所得の全体を比較している（図のA+B+C+D）。

国民経済計算が、建物の賃貸を、すべて産業による生産活動とみなして、企業所得を推計している以上、これと比較する税務統計の側で、稼得主体を、不動産所得を主たる所得とする者に限定することは適当でない。また、税務統計による不動産所得が、建物だけでなく、土地の賃貸による所得を含んでいる以上、これと比較する国民経済計算の側で、不動産の種類を建物に限定することは適当ではない。

このように考えると、大田・坪内・辻推計が、税務統計の側で、不動産所得の全額を営業等所得に加算し、他方、国民経済計算の側で、家計の賃貸料（受取）を個人企業所得に加算しているのは、両者の概念調整としては、必ずしも間違ったものとは言えない。

しかし、仮に、大田・坪内・辻推計に示される自営業所得の捕捉率の改善の背景が、業として不動産業を営んでいるわけではない、給与所得者や無職の年金生活者を含む一般の個人の不動産所得の増加にあるとすれば、所得税の水平的公平性の議論に利用するには、よほどの注意が必要と言えよう。

さらに、問題は、次節で論じるように、現行の国民経済計算では、必ずしも本節で述べた概念通りの推計が行われておらず、個人企業所得（不動産業）が大幅に過小推計されている可能性

があることである。

このことは、大田・坪内・辻推計による自営業所得の捕捉率が過大推計されている可能性があることを意味している。

(2) 国民経済計算における個人企業所得（不動産業）推計

国民経済計算では、経済主体を「経済活動別」と「制度部門別」の二通りに分類している⁽³⁶⁾。

「経済活動別」分類では、産業は、農林水産業、製造業、建設業等の10業種に、さらに、製造業は20業種に細分されている。また、「制度部門別」分類では、経済主体が、非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業を含む。）の5つに大別されている。

所得推計は、この経済活動別、制度部門別の二つの推計を併用して行われている。このうち、制度部門別推計では、個人企業所得は、基本的に、総務省「国勢調査」等による個人業主数に、同「個人企業経済調査」等による1業主あたり所得を乗じることによって推計されている。

ここで、問題は、前述したように、「国勢調査」等における個人業主数には、不動産所得はあっても、業として不動産業を営んでいるわけではない、一般の個人が含まれていないことである。

このことから、国民経済計算の制度部門別推計では、税務統計による不動産所得（総額6.5兆円）のかなりの部分（正確に言えば、不動産所得のうち、建物の賃貸による所得）が、個人企業所得（不動産業）に含まれないことになる。

詳細は省略するが、筆者の試算では、現行の国民経済計算の個人企業所得（不動産業）は、最近時点において、少なくとも2兆円程度、過小に推計されていると考えられる。

⁽³⁶⁾ 内閣府「国民経済計算（平成16年度確報）参考資料4 国民経済計算体系の解説」p.1.

<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/h16-kaku/system.pdf>

Ⅲ 大田・坪内・辻推計の修正

本章では、これまでの検討を踏まえ、有給家族従業員の労働報酬と不動産所得の扱いの二点に関して、大田・坪内・辻推計の自営業所得の捕捉率を修正する。

大田・坪内・辻推計の自営業所得の捕捉率の分母は、内閣府『国民経済計算年報（平成12年版）』の主要系列表「国民所得・国民可処分所得の分配」にある「その他の産業（非農林水産・非金融）」の個人企業所得に、家計の「賃貸料（受取）」を加えたものである⁽³⁷⁾。

また、捕捉率の分子は、捕捉率の計数（前出図1、2参照）に、この分母の計数を乗じて、逆算によって求めることができる。

(1) 有給家族従業員の労働報酬

大田・坪内・辻推計は、自営業所得の捕捉率の分子（営業等所得）に、有給家族従業員の労働報酬である専従者給与を加算している。これに対して、捕捉率の分母（個人企業所得）には、有給家族従業員の労働報酬が含まれていない。

そこで、本稿では、分子、分母の整合性をとるため、専従者給与を分母に加算することにする。この場合、捕捉率は、有給家族従業員の労働報酬を含む自営業所得の捕捉率になる。

専従者給与のデータは、国税庁『税務統計から見た申告所得税の実態』の「専従者表」を用い、営業等所得者の専従者給与に、「その他所得者」の専従者給与に含まれる営業等所得分を加算する。ここで、営業等所得分は、「その他所得者」の専従者給与を、営業等所得者と農業所得者の専従者給与の比率で按分することによって求める。（もっとも、図6で見たように「その他所得者」の専従者給与は比較的少ないため、この加算の効果は小さい）。

(2) 不動産所得

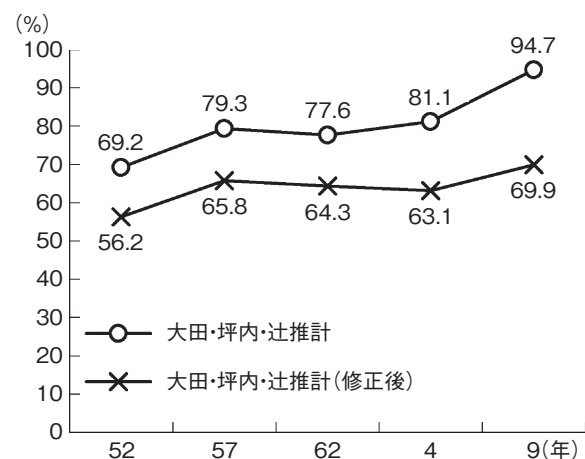
大田・坪内・辻推計は、自営業所得の捕捉率の分子（営業等所得）に不動産所得の全額を加えている。これに対して、捕捉率の分母（個人企業所得）は、不動産所得の大部分を占める、業として不動産業を営んでいるわけではない、一般の個人の不動産所得の多くを含んでいない。

そこで、本稿では、分子、分母の整合性をとるため、税務統計から求めた不動産所得を分子から除外することにする。また、これと同時に、家計の「賃貸料（受取）」を分母から除外する。この場合、捕捉率は、不動産所得を含まない自営業所得の捕捉率になる。

(3) 自営業所得の捕捉率の修正

こうして大田・坪内・辻推計の自営業所得の捕捉率を修正し、修正前と比較したものが、次図である。

図11 大田・坪内・辻推計による自営業所得の捕捉率の修正



(出典) 大田・坪内・辻推計(修正後)は、図1、2の大田・坪内・辻推計を本文中の方法により筆者が修正したもの。

図で見ると、修正後の捕捉率は、修正前の捕捉率を大幅に下回り、両者の差は、昭和52年の13.0ポイントから、平成9年には24.8ポイントに拡大している。このことは、オリジナル

(37) 大田・坪内・辻 前掲注(2), p.52.

の大田・坪内・辻推計が示す自営業所得の捕捉率の改善は、そのかなりの部分が、有給家族従業員の労働報酬と不動産所得の扱いに関する使用データの不整合に起因していることを示している。

この不整合を修正し、大田・坪内・辻推計（修正後）で見れば、自営業所得の捕捉率は、長期的に、緩やかに改善してきてはいるものの、平成9年に69.9%と、ようやく7割程度であり、給与所得の捕捉率との間に、依然として、無視できない格差が存在することが示唆される。

おわりに

異なる統計を比較するには、概念・定義の相違等に注意する必要がある。特に、国民経済計算のように高度に加工された統計を利用する場合、利用者（ユーザー）は、時に、統計の作成

に使用されている基礎資料や推計方法にまで立ち入って、計数の比較可能性を慎重に吟味する必要がある。そのため、統計作成者（メーカー）は、ユーザーに対して、統計の詳細な仕様を公開するとともに、使用を通じて明らかになった問題点の改善に努める必要がある。

同時に、所得捕捉率推計では、捕捉率の具体的な定義や課税最低限の設定等の推計の前提に、結果が左右されることに注意する必要がある。

筆者は、国民経済計算の所得推計と税務統計上の所得の乖離に関し、前稿で、給与所得、また、本稿で、自営業所得を中心に論じた。本稿における検討は、残る農業所得の捕捉率にも含意を有しているが、これに関しては、稿を改めて論じることとしたい。

（あらい はるひと 経済産業調査室）